

「しまつのこころ条例」に定める
2 R・リサイクルの促進に係る市民・事業者の取組

- 関係事業者等の皆様に「実施していただく取組」
市民の皆様に「実施に努めていただく取組」

No.	取組分野	業種等	条例	取組項目 (上段：関係事業者等の皆様に実施していただく取組、 下段：市民の皆様に実施に努めていただく取組)
1	①ものづくり	製造	10条 1項	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力(乾電池から充電電池へ、蛍光灯からLEDへなど)
			10条 3項	乾電池から充電電池、蛍光灯からLEDへの転換など環境にやさしい製品の利用
2	②食	飲食	12条 1項	食べ残さない食事を促進するためのPR(小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等)
			12条 4項1号	食べ残さない食事の実践
3	③販売と購入 ※「②食」の 観点も含む	小売	11条 1項1号	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR
			11条3項 1・3号	ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出
4			11条1項 2・3号	レジ袋の有料化(環境に配慮した一部のレジ袋は対象外)
			11条 3項2号	レジ袋の要否と必要枚数の確認 マイバッグ(買い物袋)の持参、レジ袋の使用辞退
5	④催事(イベント等)	主催者	13条 3項	イベントにおける資源ごみの分別回収
			13条 4項	イベントにおける資源ごみの分別排出
6	⑤観光等	ホテル・ 旅館	14条 3項	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は分別排出方法の案内(宿泊者ではなく、従業員が分けることも可)
			14条 4項	宿泊施設における資源ごみの分別排出
7	⑥大学・共同住 宅等	大学	15条 1項	学生への減量方法・分別ルールの周知・啓発
			10条3項 39条等	ごみ減量の取組及び分別排出の実施
8		集合住宅 管理者	16条 1項	居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発
			10条3項 39条等	ごみ減量の取組及び分別排出の実施

(注) 網掛けは国の省令改正により、レジ袋の有料化が義務化されたことに伴い、令和2年6月2日の改正により追加したもの(令和2年7月1日から施行)

■ 関係事業者等の皆様に「実施に努めていただく取組」

No.	取組分野	業種等	条例	取組項目
1	①ものづくり	製造	10条 2項1号	製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR（包装への印字等）
2			10条 2項2号	自治体を実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPR（電池、蛍光灯、家電等へのラベリングなど）
3	②食	飲食	12条 2項	食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応（ドギーバッグ*等）
4			12条 3項3号	ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制
5			12条 3項3号	使い捨て容器（食器）の使用抑制
6	③販売と購入 ※「②食」の 観点も含む	小売	11条2項1号 12条3項1号	量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進
7			11条 2項1号	容器包装の少ない商品のPR（商品棚への表示など）
8			11条 2項2号	有料化の対象外のレジ袋についても、有料化又はポイント還元（キャッシュバックも含む）の実施
9			11条 2項3号	マイバッグ持参の周知
10			11条 2項4号	店頭回収の実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯 等）
11			12条 3項1号	食料品の見切り販売（賞味期限の近い商品の値引き等）の実施
12			12条 3項1号	食料品の欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明
13			12条 3項2号	カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け（声掛けの代わりに案内の掲示でも可）
14			12条 3項3号	持ち帰り弁当等の購入時に、割りばしやスプーンなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け
14	④催事（イベント等）	主催者	13条 1項1号	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知等）
15			13条 1項2号	イベントにおけるリユース食器の使用
16	⑤観光等	ホテル・旅館	14条 1項	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制
17		土産物 製造・小売	10条 2項1号	【製造業者】同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給
18			11条 2項1号	【小売業者】自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR
19	14条 5項		他都市での物産展における簡易包装のPR（京都のごみ減量の取組のPR）	
20	⑥大学・共同住宅等	大学	15条 2項	大学における資源ごみの回収拠点の設置
21	事業者全般		8条	事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏面使用等による紙ごみを中心とする2Rの推進

（注）網掛けは令和2年6月2日の改正により追加したもの（令和2年7月1日から施行）